

令和6年度高校生地域活動等推進事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (随時募集(予算の上限に達するまで))

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：計画した事業の実施が完了した日

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書等提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○補助事業の完了、中止もしくは廃止の日から30日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出してください。

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※交付決定後、会計責任者(成人)の指定口座に交付します。

口座振込依頼書(様式5)を御提出ください。

資料提出・問い合わせ先

鳥取県教育委員会事務局教育総務課企画・若者定住担当

鳥取県鳥取市東町一丁目271番地

0857 - 26 - 7914 kyouikusoumu@pref.tottori.lg.jp